

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は 20 歳になってすぐ、A 都道府県の専門学校に入学し、在籍中に父から「国民年金は実家で納めている。」と電話で言われたことを覚えているが、申立期間①について未納となっている。

また、昭和 54 年に結婚し、夫も国民年金に加入していたので、私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、申立期間②について未納となっている。未納期間は無いはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「昭和 54 年に結婚し、夫も国民年金に加入していたので、夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人が所持する年金手帳、B 市町村が保管する国民年金に関する資料及び B 市町村の回答から、申立人は、昭和 55 年 6 月 1 日付けで、C 市町村から B 市町村に転入した旨の住所変更手続を行ったことが確認できる上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、同年 6 月 23 日に B 市町村において払い出され、申立期間②のうち、同年 4 月から 56 年 3 月までの夫の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の夫は、「はっきりとは覚えていないが、結婚後は、私か妻のどちらかが二人分の保険料を一緒に納めていた。一人分だけを納付したことはなかった。」と述べているところ、B 市町村が保管する国民年金に関する資料から確認できる昭和 56 年度の最終納付日及び 57 年 4 月から 62 年 12 月までの申立人及びその夫の納付日は、全て同日であることが確認できるこ

とを踏まえると、申立期間②のうち、55年4月から56年3月までについては、申立人の保険料も一緒に納付していたとする主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和54年4月から55年3月までについては、過年度納付が可能な期間ではあったものの、申立人の夫も未納となっていることが確認できる上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立人は、「A都道府県の専門学校に在籍中に、実家で私の国民年金保険料を納付していると父から聞いた記憶がある。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月6日にC市町村において払い出され、20歳到達時の42年*月*日まで遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の父親は保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人の父親が申立期間①の保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、C市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、払い出された事実は確認できない上、申立人は、前述の昭和50年11月6日に払い出された国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳について、「結婚後（54年8月*日）に父親から送付されたものである。」と述べているなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月6日の時点では、申立期間①のうち、48年10月から50年3月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であったところ、C市町村が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人について、申立期間直後の50年4月から51年3月までの国民年金保険料を51年5月に過年度納付した記録は確認できるものの、申立期間①に係る納付記録は見当たらない上、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 4 月 15 日まで
② 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 4 月 15 日まで
⑤ 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 4 月 15 日まで
⑥ 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 4 月 15 日まで

昭和 57 年から平成 3 年までの期間、毎年 11 月から翌年 4 月まで、A 株式会社で季節従業員として働いたが、最初の 6 年間の記録が無い。

一緒に働いた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私に加入記録が無いのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 11 月から平成 3 年 4 月までの期間、毎年 11 月から翌年 4 月まで A 株式会社で季節従業員として働いたが、最初の 6 年間の厚生年金保険の記録が無い。」と主張しているところ、同僚のうちの一人は、「私が申立人を誘って入社させたのは、57 年であったと記憶している。それからは平成 2 年まで毎年一緒に働いた。」と述べている。

しかしながら、A 株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務事実等について同社から確認することができない。

また、A 株式会社の当時の総務担当部長及び事務員は、「冬期間だけ働く季節従業員も含めて、従業員は、採用時に全員を厚生年金保険と雇用保険と一緒に加入させていた。」と述べているところ、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚 6 人は、その全員が厚生年金保険の加入記録と同じ期間の雇用保険の記録が確認できるものの、申立人は、申立期間について、同社での雇

用保険の記録が無く、申立期間のうち昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 4 月 15 日までの期間は、別の事業所での雇用保険の記録が確認できる。

さらに、申立人が、A株式会社において自分より前から勤務していたと記憶する同僚一人は、「私ともう一人の同僚は昭和 61 年から勤務したが、申立人は 2 年後の 63 年から勤務したはずである。」と証言している上、この二人が同社において初めて厚生年金保険に加入したのは、61 年 11 月となっていることが確認できることから、申立人の申立期間①から⑥までについて、勤務事実が確認できない。

このほか、申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 2 月 7 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私は、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録について、年金事務所に確認請求を行った。

年金事務所が調査した結果、事業主が私の加入記録に係る訂正届を提出したため、資格取得日が平成 17 年 8 月 1 日から同年 2 月 7 日に訂正され、17 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの標準報酬月額が 26 万円から 30 万円に訂正された。

しかしながら、年金事務所から、私の年金給付は訂正前の記録に基づいて行われる旨の説明を受けており、納得がいかない。

申立期間①及び②について、私の年金給付が訂正後の記録に基づいて行われるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、株式会社Aに係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初、平成 17 年 8 月 1 日と記録されていたが、事業主が「提出した届出に誤りがあった。」として、23 年 12 月 7 日付けで健康保険厚生年金保険被保険者資格取得年月日訂正届を提出し、同年 12 月 16 日付けで 17 年 2 月 7 日と訂正されていることが確認できる。しかしながら、当該訂正処理を行った時点で、保険料の徴収権は時効により消滅していることから、申立期間①については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない被保険者期間とされている。

一方、株式会社Aから提出された賃金台帳によると、申立人は申立期間①において同社に勤務していたことは認められるが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、前出の訂正前の資格取得日（平成 17 年 8 月 1 日）からであり、申立期間①については厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、事業主が「申立人は、平成 17 年 12 月の随時改定に該当する被保険者であった。」として、23 年 12 月 28 日付けで健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出したため、24 年 1 月 11 日付けで 30 万円に訂正されている。しかしながら、当該訂正処理を行った時点で、保険料の徴収権は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該期間に係る年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、株式会社Aから提出された賃金台帳によると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除額は、上記訂正後の標準報酬月額 30 万円に見合う金額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 26 万円に見合う金額であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。